

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

平素より当院発行の処方箋を応需いただき誠にありがとうございます。厚生労働省 医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成 22 年 4 月 30 日）に基づき、当院では下記の通り運用を定めております。なお、本プロトコルの運用開始にあたっては、原則として事前に当院担当者による説明を受け、適切な合意のもとに実施するものといたします。

§1. 各種問い合わせ窓口、受付時間

§1.1 処方内容等に関すること（診察、調剤に関する疑義・質疑など）

[受付時間] 平日：8:30～17:00 第 2・4 土曜日：8:30～12:15

[連絡先] 薬剤科 TEL & FAX 042 (391) 5792

[時間外連絡先]

①薬剤科：TEL & FAX 042 (391) 5792

可能な限り対応いたします。

②代 表：TEL 042 (391) 1425

上記①不在の場合、当院代表の番号へおかけなおしてください。必要な部署におつなぎします。

§1.2 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

[受付時間] 平日：8:30～17:00 第 2・4 土曜日：8:30～12:15

[連絡先] 医事課 外来会計 TEL 042(391)6469

§1.3 本プロトコルに関すること（新規合意締結、運用方法など）

[受付時間] 平日：8:30～17:00

[連絡先] 薬剤科 TEL 042 (391) 5792

または TEL 042 (391) 1425 から 内線 349

*必ず「疑義照会簡素化プロトコル 担当者 宛」にご連絡ください。

§2. 基本的事項

(1) 必ず患者様に服用方法、価格、その他薬学的管理上必要な項目について説明し、同意を得た後に変更する。

- (2) 変更にあたっては薬歴・患者コンサルテーション・その他から得られる情報を十分に収集・吟味し、これに基づいて判断する。
- (3) 処方変更し調剤した場合、その内容を FAX にて情報提供する。提供された情報については当院で適宜検討し、電子カルテに反映させるものとする。ただし、§3. に情報提供不要の旨記載のある場合はこの限りでない。
- (4) 先発品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ「後発品変更不可理由」欄に該当する適切な記載がある場合、処方薬の変更はできないものとする。
- (5) 本プロトコルに情報提供不要の記載がある場合であっても、薬物アレルギー、その他の副作用発現を認めた場合など、薬学的管理上必要な情報については必ず、薬品名、メーカー名、投与日時、用法・用量、副作用等について、できる限り詳細に情報提供するものとする。

§3. 疑義照会の不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

- (1) 一般名処方対象薬調剤時の医薬品選択

例：【般】プロチゾラム OD 錠 0.25mg → レンドルミン D 錠 0.25mg
 → プロチゾラム OD 錠 0.25mg 「サワイ」
 → （その他後発品）

*本プロトコルの範囲内の変更であれば情報提供不要。

*剤型変更については(3)を合わせて参照。

- (2) 成分名が同一の銘柄変更

〔先発品 ⇔ 後発品〕

例：フォサマック錠 35mg ⇔ アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

*先発へ変更する際、後発品名の下に「先発可」の記載がある場合、情報提供不要。

〔後発品 ⇔ 後発品〕

例：アレンドロン酸錠 35mg 「トーワ」 ⇔ アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

- (3) 剤形の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

〔散剤 ⇔ 錠剤〕

例：ビオフェルミン R 散 ⇔ ビオフェルミン R 錠

〔OD錠 ⇔ 普通錠 ⇔ カプセル〕

例：アレロック OD 錠 5mg ⇔ アレロック錠 5mg

例：タケプロン OD 錠 30mg ⇔ タケプロンカプセル 30mg

〔粉砕指示 ⇔ 散剤〕抗腫瘍剤を除く

例：アスベリン錠 10mg 2錠（粉砕）⇔ アスベリン散 10% 0.2g

〔粉碎指示 ⇔ カプセル・普通錠・OD錠〕抗腫瘍剤を除く

例：ワルファリンK錠 1mg 2.5錠（粉碎）⇔ ワルファリンK錠 1mg×2錠+0.5mg×1錠

*用法用量が変わらない場合、下記の各カテゴリ内で変更可。

カテゴリ A：普通錠、口腔内崩壊錠、カプセル剤

カテゴリ B：散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

カテゴリ C：液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

*軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏 など、外用薬基材の変更は疑義照会。

(4) 規格の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

*「薬局で規格含量変更可」のコメントがある場合、情報提供は不要。

(5) 「患者希望」あるいは「アドヒアランス改善目的」による一包化調剤（抗腫瘍剤は除く）

*上記以外の理由は、合意範囲外とする。

(6) 湿布薬や軟膏での規格変更

例：インドメタシナップ 70mg（7枚入）×5袋 → インドメタシナップ 70mg（5枚入）×7袋

マイザー軟膏 0.05%（5g）2本 → マイザー軟膏 0.05%（10g）1本

*合計処方量が同じ、または最も近い値になるよう選択

*パップ剤、テープ剤、軟膏、クリーム、ゲルなどの剤型変更は疑義照会。

(7) 残薬による投与日数調整

例：プラビックス錠 75mg 30日分 → 27日分（3日分残薬があるため）

例：ルリコンクリーム 1% 3本 → 2本（1本残薬があるため）

*必ず情報提供する。

(8) 抗菌薬使用の有無に応じた乳酸菌製剤の適正化

例：【般】セファペンピホキシル錠 100mg 3錠3× 5日分

ビオフィェルミン錠 3錠3× 14日分

⇒ 【般】セファペンピホキシル錠 100mg 3錠3× 5日分

ビオフィェルミンR錠 3錠3× 5日分

ビオフィェルミン錠 3錠3× 9日分

*必ず情報提供する。

*もとの処方日数を超えない範囲で変更する。

(9) 明らかな重複処方の削除

例： [20□□/○/○]	○○科	Rp. ドネペジル OD 錠 5 mg
	□□科	Rp. バイアスピリン錠 100mg
[今回処方]	○○科	Rp. ドネペジル OD 錠 5 mg
	□□科	Rp. バイアスピリン錠 100mg
		<u>ドネペジル OD 錠 5mg</u>

→ □□科 部分削除

(10) 週1あるいは月1回製剤、「1日おきに服用」などの指示のある薬品の処方日数調製

例：(他の処方薬が14日分処方の時)

ベネット錠 17.5mg 1錠分 1起床時 (週1回) 14日分 → 2日分

例：(他の処方薬が30日分処方の時)

バクトラミン配合錠 1錠分 1朝食後 (1日おきに服用) 30日分 → 15日分

*必ず情報提供する。

(11) 頓服の内用薬、外用薬などの用法・用量・その他の情報が口頭指示の場合の情報追記

例：モーラステープ L 3袋 1日1回 → 1日1回 腰

例：アダラート錠 5mg 1錠 10回分 → 1日1回 血圧が150mmHgを超えた時

*必ず情報提供する。